

浜北区ホームレス自立支援等推進会議設置要綱

(設置)

第1条 浜松市ホームレス自立支援等実施計画に基づき、浜北区のホームレス自立支援等の事業について、区の関係各課が連携を図り、また、本庁関係課に協力を求め、地域における総合的な取組を推進するため、浜北区ホームレス自立支援等推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 推進会議は、別表に掲げる職にある職員で構成する。

(会議)

第3条 推進会議は、必要に応じて浜北区役所社会福祉課長（以下「社会福祉課長」という。）が招集し、会議の進行を行う。

2 社会福祉課長に事故あるときは、社会福祉課長が指名する者がその職務を代理する。

(協議事項)

第4条 推進会議の協議事項は次のとおりとする。

- (1) ホームレスの調査に関すること。
- (2) ホームレスの巡回指導・相談に関すること。
- (3) ホームレスに対する苦情に関すること。
- (4) ホームレスの自立支援等に係る問題を解決するための区内の連携・調整及び役割分担に関すること。
- (5) その他ホームレスの自立支援に係る問題を解決するために必要な事項に関すること。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、社会福祉課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 浜北区ホームレス対策会議要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

土木部東・浜北土木整備事務所
浜北区役所区振興課
浜北区役所区民生活課
浜北区役所長寿保険課
浜北区役所社会福祉課
浜北区役所まちづくり推進課